



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？



「もの言う」自由を守る会

ニュース 24号

2022年6月25日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会

<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>

☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

控訴審に向けてさらに力をつけよう！ 公安警察の情報収集を許さない

1 審判決は、公安警察のシーテック社への情報提供行為を「悪質」と厳しく断罪し、また「思想信条に関連する情報は…プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高い」と踏み込んだ判断をしました。

しかし情報収集は容認してしまいました。誰のどんな情報が集められるのか、それをどう使うのか？何の決まりもないのに、ただ警察法2条1項に警察の責務として「犯罪の予防」とあるから、というのです。これでは、すべての市民が情報収集

の対象にされてしまいます。大垣警察市民監視事件で、収集された情報が違法で悪質な使われ方をした事例が明白になりました。それでも個人情報の収集・保有を許す…明らかに矛盾しています。

土地規制法のような危険な市民監視の法律が次々と作られる中、この裁判は、全国的にも注目されています。現在と未来の「もの言う」自由を守るため、私たちは、この裁判の意義の理解を一層深め、確信をもって控訴審に取り組みましょう。

「もの言う」自由を守る会6周年総会・記念講演&討論

—1 審判決を力に！公安警察に法の網を—

講師：岡本浩明 弁護士(弁護団副団長)

7月30日(土)午後2時～ ソフトピアジャパン 10F 大会議室

控訴審 第1回口頭弁論

8月31日(水)午後2時～ 名古屋高裁 1号法廷

4・10勝利判決報告集会

4月10日、大垣市スイトピアセンターで勝利判決報告集会を開催しました。リアル集会には、約70名の方が参加され、他にオンラインで、遠方から十余名の方が参加されました。



まず、横山文夫・共同代表から、「国家賠償上違法」との判断を

勝ち取ったことは勝利である、と原告・弁護団を称える挨拶がありました。

続いて、山田秀樹弁護士から、1審判決について「勝利」といえる部分と、控訴審で乗り越えるべき部分の詳しい報告と説明がありました。(次ページ参照)

その後、ビデオメッセージを上映。

次に会場の方々とのフリーディスカッションを行い、さまざまなご意見、感想を

頂きました。

最後に、「もの言う」自由を守る会としての、今後の取り組みについて、事務局から、皆さんに若干の提起をしました。



ビデオメッセージを寄せて頂いたお三方



緒方靖夫さん
警察による電話盗聴事件
元原告



小野寺義象弁護士
自衛隊の国民監視差止訴訟
原告弁護団事務局長



仲松正人弁護士
土地規制法の廃止を求める
沖縄県民有志の会共同代表

集会の様子は【動画】でご覧頂けます。

<https://youtu.be/z6rpRBrDax4> (右QRコード)

動画及び山田弁護士のレジュメは、「もの言う」自由を守る会のHPからもご覧頂けます。



☆ サマリー

- (1) 判決は、大垣警察による情報提供の違法性を認め、原告全員に合計 220 万円の損害賠償を認めた。県警及び警察庁は「通常行っている警察業務の一環」と主張してきたが、その主張が排斥された。
- (2) しかし、公安警察による情報収集・保有の違法性は認めず、個人情報抹消請求も却下された。
- (3) 判決は、憲法 13 条の個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も「個人に関

する情報を第三者にみだりに提供されない自由」、「個人に関する情報を第三者にみだりに収集・保有されない自由」を有することを認めた。

- (4) 前者の違法性を認め、後者の違法性を認めなかった結論の違いを分けるものは何か。判決は、情報収集・保有の必要性として「市民運動」をあげる。これは「集団暴徒化論」に根ざすものではないか。

- ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～
1. 事実認定は原告側の主張に沿った認定。
 2. 争点① 個人情報収集・保有し、大垣警察がシ社に提供した行為の違法性

●警察法 2 条 1 項を根拠とすることを認めてしまっている。→ 控訴審の課題

●情報提供の違法性

「憲法 13 条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由を有する」、「このような利益又は権利は、人格権の一つであるプライバシーとして」法的に保護されるとした。

本件では、必要性がなく「積極的、意図的、継続的に、原告らの情報を提供」し、過去に公表した情報であっても、第三者に広く了知され、提供されることまで許容していたとはいえないとして、国家賠償法上違法であると結論づけた。

●情報収集等の違法性

情報の性質は「提供」と同じ判断をしながら、「原告らの活動が市民運動に発展し

た場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性」があり、「必要性がなかったとはいえない」とし、「任意の手段」であるから「国家賠償法上違法とまではいえない」とした。

3. 争点② 原告らの損害

「原告らは…精神的な損害を被った」「思想信条に関連する情報は、個人に思想良心の自由が保障されていること(憲法 19 条)を考慮すれば、プライバシーに関する情報の中でも要保護性が高いもの」「要保護性の高い原告らの情報を、自ら第三者であるシーテック社に対して情報交換の機会を設けることを提案するなどし、必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的に、シーテック社に提供したものであり、かかる情報提供の具体的な態様は悪質といわざるを得ない。」

4. 争点③ 個人情報抹消請求の適法性

抹消請求の対象が特定されてないとして却下 ← 実際はかなり特定されている。

5. 控訴審に向けて

警察とは誰のために何をするものか？

6・8 岐阜県警申し入れ & 岐阜県庁前宣伝行動

1 審判決を踏まえ、6月8日、岐阜県警察本部長に以下を申し入れました。

1. 岐阜県警大垣署警備課警察官による情報提供行為について一審原告らに対して謝罪すること。
一審原告らを対象とした情報収集行為を直ちにやめること。
2. 市民運動を行う者に対する情報収集、及び収集した情報の外部提供をやめること。
3. 控訴取り下げを検討すること。

その後、県庁前で宣伝行動。敷地の管理が厳しくなって「幟を立てるな、横断幕を掲げるな…」。出てきた県庁職員のそう言わねばならない立場は理解できるので、一定配慮しながら、短時間ですが宣伝を行いました。



大垣警察市民監視違憲訴訟一審判決 注目されています

★ 5 / 30 「市民の政治的表現の自由が市民社会を守る
～大垣警察市民監視違憲訴訟一審判決を題材に～」

講師：愛敬浩二・早稲田大学法学部教授

アーカイブ視聴は no_himitsu@yahoo.co.jp にお問合せを。

主催：秘密法と共謀罪に反対する愛知の会

★ 6 / 6 院内集会「問われる！警察の個人情報収集と市民監視」

一名古屋地裁、警察に指紋、顔データ、DNAなどの抹消を命令

一岐阜地裁、警察の個人情報の第三者提供は違法、賠償命令

・お話：中谷雄二・弁護士（原告から：奥田恭正さん/近藤ゆり子さん）

アーカイブ視聴 → <https://youtu.be/CSRh-JwMZmw>

共催：共謀罪NO！実行委員会、「秘密保護法」廃止へ！実行委員会

★ 6 / 11 国民救援会一宮支部総会記念講演

「『大垣警察市民監視事件』違憲判決報告」 船田伸子さん

主催：日本国民救援会愛知県本部一宮支部



「もの言う」自由を守る会
会員募集中！

年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》 ゆうちよ銀行
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

「もの言う」自由
を守る会HP ↓

